**公益社団法人日本鍼灸師会 懲戒規程**

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本鍼灸師会（以下「本会」という。）の会員及び役員（以下「会員ら」という。）に関する懲戒処分の手続きを定めることにより、本会に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、本会の正会員（休会会員・研修会員を含む）、名誉会員、賛助会員及び役員に適用する。

（懲戒）

第３条　本会は、前条に掲げる者が、次の各号に該当するときは、懲戒をすることができる。

　　　(1) 本会の定款その他の規則に違反すること

　　　(2) 本会の財産について不正な会計処理を行うこと

　　　(3) 反社会的勢力と関係を有すること

　　　(4) 本会の機密事項を漏洩すること

　　　(5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったこと

　　　(6) 本会の秩序を乱すこと

　　　(7) 代議員総会の議決事項に違反すること

(8) 本会又は本会会員の名誉や信用を失墜する行為を行ったこと

(9) その他懲戒すべき正当な理由があること

（懲戒の種類）

第４条　前条による懲戒の種類は、次のとおりである。ただし、(5)については本会定款３０条、(7)については本会定款１１条に基づき、代議員総会の決議を経なければならない。

　　　(1) 注意　　　口頭による注意を行い戒めること

　　　(2) 戒告　　　文書による注意を行い戒めること

　　　(3) 役職取消　違反者の役職（役員を除く）を取り消すこと

　　　(4) 論旨退任　役員の違反者に対して論旨により役員退任届を提出させること

　　　(5) 解任　　　役員の違反者に対して役員を解任すること

　　　(6) 退会勧告　違反者に対して論旨により退会届を提出させること

　　　(7) 除名　　　違反者に対して本会を退会させること

　２　懲戒処分を行うときは、次に掲げる事情を総合的に考慮して決定する。

(1) 違反行為の態様（故意又は過失、悪質性、偶発性・計画性、単独・共犯、主導的・従属的、単発・連続など）

(2) 違反行為の動機

(3) 違反者の地位・職務と違反行為との関連性

(4) 違反者と被害者との関係

(5) 違反行為による結果の重大性（被害額、被害者数など）

　　　(6) 被害者側の過失

　　　(7) 被害の回復

　　　(8) 違反行為の社会に与えた影響

　　　(9) 違反者の改悛の情

　　　(10) 違反者の過去の違反行為

　　　(11) その他関連する事情

　３　第１項(3)乃至(6)のいずれかの処分を受けた者は、処分を受けた日から２年間役員に就任することはできない。

　４　第１項(7)の処分により会員資格を喪失した者は、会員資格喪失後５年間、本会に入会することができない。

（審査会）

第５条　本会は、第3条に定める行為をなした疑いがある会員及び役員（以下「懲戒対象者」という。）の存在が判明したときは、会長は、懲戒対象者を調査するために、会長及び会長の指名した者から構成される審査会を設置する。

２　審査会の委員長は、会長が就任する。

３　審査会は、懲戒対象者からの聴聞その他の調査を行い、その結果を理事会に報告しなければならない。

なお、審査会は、理事会への報告に際して、懲戒処分の種類等について意見を述べることができる。

４　審査会は、懲戒対象者への懲戒処分が確定したとき、解散する。

（懲戒の決定）

第６条　懲戒の決定は、理事会が行う。ただし、懲戒処分を行うことに緊急を要するときは、審査会が決定することができる。その審査会決定については、理事会において事後に承認を得なければならず、承認が得られないときは、審査会決定は無効になる。

　２　会長は、懲戒の決定をしたときは、懲戒対象者に対し、速やかに懲戒の種類と審査内を文書で通知する。

（聴聞）

第７条　前条により懲戒を決定するときは、本会は懲戒対象者に対して、聴聞を行い弁解の機会を与えなければならない。

（秘密の保持）

第８条　審査会の構成員、理事及び事務職員は、公知の情報を除き、懲戒手続により知り得た秘密情報を第三者に漏洩してはならない。

（庶務）

第９条　審査会の庶務は、本会事務局において処理する。

（補足）

第１０条　この規程に定めるほか、懲戒手続に関して必要な事項については理事会が定めることができる。ただし、その内容について緊急を要するときは、会長が決することができる。

（規程の変更）

第１１条　この規程を改正又は廃止は、代議員総会の決議による。

附　則

１　この規程は、平成２９年６月４日開催の代議員総会の決議を経て、同日施行。